

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 6 日

各 国 公 私 立 大 学 事 務 局  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 事 務 局  
各 施 設 等 機 関 事 務 局  
各 特 別 の 機 関 事 務 局  
公 立 学 校 共 済 組 合 事 務 局  
日 本 私 立 学 校 振 興 ・ 共 済 事 業 団 事 務 局  
各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 担 当 課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 課  
各 独 立 行 政 法 人 事 務 局  
各 研 究 開 発 法 人 事 務 局

御中

文部科学省総合教育政策局  
地 域 学 習 推 進 課

#### 令和3年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について

子ども・子育て支援の推進については、かねてより格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

このたび、内閣府子ども・子育て本部統括官より文部科学省に対して、別紙のとおり関係機関等への周知依頼がありましたのでお知らせします。

内閣府では、「少子化社会対策大綱」（令和2年5月29日閣議決定）に基づき、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、多様な主体と連携し、様々な啓発活動を展開しています。

本年度におきましても、子供と子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体等の幅広い連携・協力の下で、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、令和3年度「家族の日」「家族の週間」実施要綱を定め、各種の行事の開催や国民への呼びかけなどの取組を推進していくこととされています。

つきましては、都道府県私立学校主管課及び都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては、その所轄及び所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）並びに域内の市（区）町村教育委員会に対し、また、国立大学事務局におかれては、その管下の学校に対し周知いただくようお願いいたします。

なお、具体的な実施にかかる御質問は、別紙依頼文書に記載の連絡先へお問い合わせ下さい。

#### 【本件連絡先】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課家庭教育支援室

TEL：03－5253－4111（内線2973）

FAX：03－6734－3718

文部科学省総合教育政策局長 殿

内閣府子ども・子育て本部統括官

(公印省略)

令和 3 年度「家族の日」「家族の週間」への協力依頼について

平素より少子化対策、子ども・子育て支援について御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

内閣府では、「少子化社会対策大綱」（令和 2 年 5 月 29 日閣議決定）に基づき、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、多様な主体と連携し、様々な啓発活動を展開しています。

令和 3 年度においても、子供と子育てを応援する社会の実現に向けて、国、地方公共団体、関係団体等の幅広い連携・協力の下で、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図るため、【別添 1】の実施要綱に基づき、「家族の日」「家族の週間」を実施いたします。

つきましては、貴府省におかれても、引き続き、「家族の日」「家族の週間」の実施に連携・協力いただきますようお願いいたします。具体的な内容については、【別添 2】を参照下さい。

また、貴管下の関係機関・団体等に対しても、本件について周知いただきますようお願いいたします。

(本件連絡先)

内閣府子ども・子育て本部

少子化対策担当 田中、石丸

電話：03-6257-3090

F A X：03-3581-0992

メール：yasuhiro.tanaka.x9z@cao.go.jp

akane.ishimaru.u5v@cao.go.jp

## 「家族の日」「家族の週間」実施要綱

令和 2 年 10 月 6 日  
内閣府特命担当大臣決定

## 1 趣旨

子供と子育てを応援する社会の実現のためには、子供を大切にし、社会全体で子育てを支え、個人の希望がかなえられるバランスの取れた総合的な子育て支援を推進していく必要がある。

このため、「新しい少子化対策について」（平成 18 年 6 月 20 日少子化社会対策会議決定）等に基づき、平成 19 年度から、11 月の第 3 日曜日を「家族の日」とし、さらに、その前後 1 週間を「家族の週間」と定め、この期間を中心として、生命を次代に伝え育てていくことや、子育てを支える家族と地域の大切さが国民一人一人に再認識されるよう呼び掛けてきたところである。

また、令和 2 年 5 月 29 日に閣議決定された「少子化社会対策大綱」においても、結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会の実現に向け、多様な家庭や家族の形態があることを踏まえつつ、「家族の日」や「家族の週間」において、多様な主体と連携し、様々な啓発活動を展開し、家族や地域の大切さ等について理解の促進を図ることとされている。

これらを踏まえ、毎年度、地方公共団体、関係団体等と幅広く連携・協力し、行事の開催や啓発の実施などの取組を行うこととする。

## 2 実施時期

毎年度の「家族の日」及び「家族の週間」を次のとおり定める。ただし、地方公共団体、関係団体等、各々の実施主体が実施する事業は、それぞれ適切な時期に行う。

## (1) 家族の日

毎年 11 月の第 3 日曜日

## (2) 家族の週間

毎年 11 月の第 2 日曜日から第 4 日曜日の前日まで（家族の日の前後 1 週間）

## 3 実施体制

総務省、文部科学省、厚生労働省等の関係省庁と連携を図りつつ、内閣府において事業を実施する。また、地方公共団体及び関係団体等に対しても連携・協力を呼び掛ける。

## 4 主な実施事項

## (1) 大会の開催

地方公共団体等の協力を得て、「家族の日」に合わせて、家族や地域の大切さ等について呼び掛けるための全国大会を開催する。

## (2) 表彰の実施

家族や地域の大切さ等に関する作品を募集し、優秀作品について表彰を行う。

## (3) 関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との連携・協力

関係省庁、地方公共団体及び関係団体等に対し、地方公共団体の「家庭の日」など各主体が実施する事業等を通じて、本事業と積極的な連携・協力を図るよう呼び掛ける。

## 5 その他

(1) より効果的に事業を実施する観点から、必要に応じ連絡の場を設けるなど、関係省庁、地方公共団体及び関係団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

(2) この要綱に定めるもののほか、「家族の日」「家族の週間」に関し必要な事項は、内閣府子ども・子育て本部統括官が定めるものとする。

## 令和3年度「家族の日」「家族の週間」

御協力いただきたい内容について

- 「家族の日」ロゴマークを活用した「家族の日」の認知啓発  
「家族の日」「家族の週間」について、広く認知啓発を図るためロゴマークを定めています。貴団体で実施する関連行事等に積極的に活用いただきますようお願いいたします。使用方法など詳しくはホームページを御覧ください。



- 「家族の日」フォーラム について  
令和3年11月21日（日）に『「家族の日」フォーラム』を開催いたします。開催方法等の詳細については、決まり次第、内閣府ホームページで御案内いたします。
- 「家族の日」作品コンクール について  
今年度も「家族の日」「家族の週間」の一環として、子育てを支える家族や地域の大切さに関する「写真」を広く国民から募集し表彰する『「家族の日」作品コンクール』を実施することとなりました。  
貴団体及び貴管下の関係諸機関、団体等の広報誌・機関紙等\*1への掲載等を通じたコンクールの周知について御協力いただくとともに、積極的な作品の応募について、格別の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

\*1 広報誌掲載文（例）：以下、適宜御活用ください。

内閣府では、子育て家族やそれを支える地域の大切さに関する「写真」を募集しています。あなたのあたたかい気持ちを作品にして応募してください。（〆切9月末日）

### 「家族の日」作品コンクール 概要

- ◆ 募集作品：「写真」
- ◆ 募集テーマ：①家族の絆（子育て家族の絆等）  
②地域の絆（子育て家族を応援する地域の絆等）
- ◆ 募集期間：令和3年8月11日（水）～9月30日（木）
- ◆ 表彰：募集テーマごとに最優秀賞1点、優秀賞5点以内。
- ◆ 応募方法など詳しくは内閣府「家族の日」「家族の週間」ホームページをご覧ください。  
「家族の日」で検索 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>

令和3年度 家族の日 11月21日（日）  
家族の週間 11月14日（日）～27日（土）

内閣府「家族の日」「家族の週間」ホームページ

「家族の日」で検索 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/family/index.html>